

貝塚茂樹著

『中国の古代国家』

(貝塚茂樹著作集 第一巻)

江村 治 樹

本書は、著者貝塚茂樹氏が、その著作集の第一巻として新たに書き下ろされたものである。中国史学界において既発表の論文の集成である論文集は近年数多く出版されているが、このように一貫したテーマのもとに書き下された書はあまり見出しえない。このこと自体、中国史学界にとって大きな刺激であるが、その内容においても、読者の思考を様々な形で刺激する書である。

本書は、ギリシャ、ローマの古代都市を念頭において、著者ならではの該博な知識をもとにしてその類似をさぐりながら、あくまで中国的な古代国家の全体像を構築しようとしたものである。ここにおいて、著者が積年のテーマとされ、機会あるごとにその概略を述べてこられた中国古代国家論の全貌が明らかになったといえる。ただ、本書の内容は非常に広範囲にわたり、かつ個々の事実の実証は綿密を極めており、さらに事実によって語らせるという著者独特の論述の仕方がいかなく発揮されているため、十

全な紹介は期しがたい。それ故、この書評も評者の関心に引きつけた、かなり独断に満ちたものとならざるをえなかったことを、あらかじめお断りしておく。

二

本書は二部から成っており、第一部のテーマは「殷周時代の古代国家」、第二部は「春秋時代の都市国家」である。

まず、第一部では、最初に古代国家の形体を重点に、その宗教的性格を、ついでその人的基盤を明らかにしている。本書の書き出しは、著者が若き頃訪れた北京城の回想から始まり、知らず知らずのうちに読者を古代世界へと誘っていく。とくに紫金城の壮大な門と広場の印象は、著者の古代国家に対する発想の基底をなしている。紫金城は文獻の考証にもとづく古制の模倣であり、それは古代へと直結している。著者はまず、古典にもとづく戴震の天子諸侯「三朝三門」説の正しさを論証し、さらに魯の国都の雉門の重要性を強調した後、著者独自の方法によって古代国家の門の歴史的意義を明らかにする。『詩』鄘篇には周の古公亶父による首都創建儀礼が述べられているが、これは、フュステル・ド・クランジュがその著『古代都市』において述べるロムルスによるローマ市創建儀礼と非常に類似している。とくにローマの場合、ロムルスの犁によって神聖化された境界線（さらにその内側の城壁）は越えることのできないものと観念され、門はその神聖なる境界線の中断とみなされた。著者は、門のこうした性格を中国古代の門にも見出す。中国古代の門は「闕」ともいわれ、もともと城壁の缺けた所という意味をもっていた。また、春秋時代におけ

る門攻めの儀礼的な性格は、門が城壁との関係において特殊な位置にあったことをうかがわせる。さらに股代にさかのぼると、卜辞には門は儀礼の執行される場としてあらわれる。また殷虚遺跡の「門部」と名づけられる部分には列柱や安門墓がみられ、門は神聖なる境界線の中斷箇所として特別に守護される必要があったのである。ローマとのより具体的な類似は、西周時代のもので考えられる青銅器の「奉冊形」(尊) 金文に見出せる。著者はこの金文を都市建造を世襲とする部族の標識とし、この部族は、「方」(フ) すなわち宋を用いて都市創建儀礼を行なったとする。なお、「方」は「昉」の祭りと関係があり、その祭神は境界神、神話の高祖神といった性格があり、都市の守護神とも考えられるとしている。著者はこれまで、『詩』縣篇の都市創建儀礼とローマのそれとの類似から、中国古代都市の宗教的性格を繰り返し述べているが(著作集第二巻参照)、本書ではその考えを、新たに有力な傍証によってより強固なものとされたといえる。ただ、この記述において、紫金城の平面図や殷虚の門部の発掘図などが付加してあれば読者に対してより親切ではなかったかと思われる。著者によると、以上のような性格を有する殷周国家は、征服王朝であり、その体制は「奴隸制度」と「戦士社会」によって特色づけられている。まず著者は、前者に関しては、殷の攻撃性を問題とする。第一期卜辞の中に西北の独立国であり外国である「多方」に対する殷の攻撃が多くあらわれ、以後しだいに減少することに注目し、これを殷による「多方」の征服属国化のあらわれだと断定する。また卜辞に、殷が外国に対して攻撃する場合、「戔」(セ) という語が用いられることに注目する。著者は、「戔」の

字を、「方国を伐ち、その人民を捕虜として連行し奴隸とする」という意味にとり、殷の攻撃は奴隸獲得のためだと考えている。「戔」を『説文』の「馘」の字として「くびきる」という意味にとることは納得できるが、捕虜を得るという意味も含むのであろうか。ただ、この字を、捕虜の髪(髻)を切ることににより斬首の象徴とし、実際は奴隸として生かしておくという意味にとることは可能ではあろう。著者の説明がもう少し必要のように感じられる。次に著者は奴隸自体の性格については次のように述べている。周においては逃亡奴隸に対する追跡権が認められており、奴隸は他人に所有される物体とみなされていた。殷においても同様な性格がうかがえる。卜辞には「喪衆」「喪衆人」という表現がみられ、「衆」や「衆人」は他人に所有され産とみなされる奴隸身分と考えられる。また著者は「衆人」は戦力ともみなされているから、農業奴隸身分に属する戦士団体を意味するとも述べている。さて、殷における奴隸を問題にする場合、世界史に類例のない大規模殉葬に注目する必要がある。とくに貌大な数の斬首殉葬者は人身供儀としての大量の奴隸の存在を想像させる。殉葬自体の存在理由は宗教学上からも説明しうるが、大量の殉葬という点ではむしろ歴史上の北方民族の例を想起させる。著者は、このような大規模殉葬を殷による征服戦争に関係づけているのである。しかし、あまりにも多すぎる殉葬は、殷の専制化にともなう肥大化としており、特殊な例としていようである。本書では奴隸の経済的性格はほとんど述べられておらず、ギリシャ、ローマの場合にも相通じる戦争にともなう奴隸の問題に視点が向けられている。奴隸制度については所有の問題、アジアの性格の問題等様々な問

題があり、この点は著者自ら著作集第二巻の「あとがき」にも指摘されており、さらに論証が進められる必要がある。

次に著者は、ウェーバーの考えを参考に、遊牧から定住への過程から殷周国家の「戦士社会」的性格を明らかにする。まず、周の定住過程を渭水中流の軍用牧場に注目してその開墾農地化という点から考え、ついで殷の定住過程を具体的にたどる。殷民族の故地は不明であるが、彼らが黄土台地から平原に出て東方の地を征服していく過程は考古学的にたどることができる。黄土台地を抜け出た殷民族は、まず偃師二里頭に都し、鄭州、奄、殷虚へと都を遷すが、それは東方の民族を征服従属化する過程であり、また戦士社会形成の過程でもあった。ただ、殷民族の征服王朝としての実態は資料的にはほとんど解明不可能である。そのため著者は周の場合について具体的に解明していく。周の征服戦争を記す『逸周書』世俘解は、同時代資料としての価値があり、そこに記されている三十万の捕虜がいかに組織化され奴隷化されたかは策命金文によってかなり明らかにすることができる。捕虜の一部は大臣や軍將に分配され、辺境である外服における植民地国家形成の基礎となったと考えられる。このような国家は少数の周族血族集団に率いられた異族奴隷戦士集団によって形成される「戦士」国家である。そしてこれらの植民者たちは土着の農業共同体を支配する征服者でもあった。なお著者は、内服の「戦士社会」内部の関係を西周晩期の青銅器「師西戣」「匱戣」の銘文によって具体的に述べている。銘文の「商官」を「適館」の意味とし、部將の「虎臣」など軍士に対するお目見得の儀式が存在したとしている。なお著者は、この二つの銅器の銘文を比べてみると、軍士で

ある「虎臣」の「庸」化、すなわち周の公的な軍士の私臣化が起っており、西周晩期にはすでに私的な君臣関係の萌芽がみられるとしているのは興味深い。しかし、これは次の第二部の問題である。

三

第二部においては、著者は春秋時代の「都市国家」の成立とその解体過程を明らかにする。春秋時代の「都市国家」は、著者によると、強力な王権の支配する殷周「古代国家」より自立化したものと考えられる。従来周室の東遷は「美姫亡国説話」によって説明されてきたが、その真相は軍事的植民国家である東方諸侯の周王朝からの自立の結果の一つのあらわれである。その自立化の傾向は、前代の厲王、宣王の時にあらわれており、周王の独裁と東方諸侯に対する軍役負担の増大が、これら諸侯の反抗を招いたことは史書からもうかがえる。また、諸侯の独立性は、『春秋』の錫命礼にもあらわれている。すなわち、被任命者の相続における策命に際し、周王の使者が諸侯国に向くようになり、西周策命金文とは対照的に策命の儀式は諸侯が主体となっているのである。諸侯国は、このように他の上位の權威からの独立化傾向という点で、ギリシャと同じように「都市国家」といえるのである。

さて、このように独立した「都市国家」の規模はいかほどであったのだろうか。文献からは、周代封建制国家には、所有権を有する実封とその周囲の支配権のみ有する名目的封地が存在したことが論証できる。ただ、西周策命金文によると、封建に際して与えられる土地は人民の附屬物という傾向が強く、国土も山川によって代表され、國境もあまり明確でなかったようである。さら

に西周春秋時代には、「里」の語には平方里を意味する例がなく、この時代には厳格な領土意識はなかったようである。ただ、戦国時代になると方百里の国が理想とされるが、これは春秋列国の現実領域と照応すると考えてもよい。方百里は、当時の尺度で計算すると、約三六〇〇平方キロメートルとなり、ギリシャのポリスよりはかなり大きい。著者によると、この相違は華北大平原という地理的条件にかかわるとするようであるが、これは「都市国家」の領土国家化と関係づけて考える必要があるように思われる。

次に著者は、「都市国家」の経済的取引の場としての「市」が一般市民の集会場でもあったことを指摘した後、さらに「都市国家」の宗教的側面の意義に説き及ぶ。『尚書』無逸篇や康誥篇には天命に対する疑いから民衆重視の考えがあらわれている。しかし、古代の民衆重視は、異民族支配ということと大いに関係がある。「都市国家」の宗教共同体的性格も、この異民族支配と関係がある。トインビーのいうように、宗教は国家統一の絆である。春秋時代にはそのような国家宗教として、宗廟と社稷があった。宗廟は主権者たる血族団体の象徴であり、社稷はその他の部族よりなる地域団体の象徴である。しかし、春秋時代は「神は非類を歆げず」という原則が貫徹されていたが、戦国末になると「民は神の主なり」というような地域団体中心の考えがあらわれる。そして「社稷」という語も、国家と同義に使用されるようになり、古代国家は血族団体的性格を失い地域団体的性格を強くもつようになる。これは「都市国家」の解体を意味する。

著者は「都市国家」の解体を二つの面から考える。第一は先にその一面を述べた宗教的共同体としての都市国家の解体である。

『左伝』には滅国記事が多く記されているが、国を「滅」するとは国の祭祀の廃止を意味した。ただ春秋時代では一般にそのような滅国はタブーであり、また被征服民族に対する宥和の面でも問題であった。それ故、春秋時代を通じて国の存続に非常な努力がなされたのであるが、そのうち政治的に滅ぼしながら祭祀だけは存続させるという便法が考え出された。このことは一方では「都市国家」の宗教的共同体としての性格を有力に物語るものであるが、完全な滅国（祭祀の廃止）への第一歩でもある。大国は小国を兼併し、「都市国家」は外延を拡大して領土国家、すなわち郡県制国家へと変貌していく。第二は、「都市国家」内部における新しい主従関係の発展である。「委質策名」の儀式は、その私的主従関係を表現するものであり、晋国では豪族だけでなく公室自体にもその風潮が強かった。著者はこれは、文公重耳以来の伝統で、この儀式は北方民族の風俗の感化をうけているのかもしれないという。この考えはローマに対するゲルマンの関係を連想させるが、このような風潮は他の諸国においても多少の差異をとめないながら一般的であったことから考えて、「都市国家」内部から理解する必要があるように思われる。なお、この新しい主従関係を端的にあらわす語として「主」という語を重視しているのは、戦国以後の「主客」の関係を考える上でも興味深い。最後に著者は、「都市国家」の解体から、個人的主従関係を基礎とする封建制国家が出現せずに、文官による官僚制国家へと進んだことについて述べている。著者によると、それは世族の家臣の中には軍士だけでなく文章の素養のあるものが少なくなく、彼らが郡県政治を推し進めたからだとしている。だが、このような説明からは中国にお

ける文官官僚制への必然性は出てこないように思われる。著者の考えるように殷周国家が征服王朝としての戦士国家であるとするならば、それときわだった対照をなす文官官僚制はいかなる歴史のメカニズムから出現したのであろうか。

四

以上、論旨をたどりながら、気のついた点に関して若干のコメントを加えてきた。最後に本書の構成全体にかかわる問題点についておきたい。

本書の最大の特色は、中国の古代国家を殷周「古代国家」と春秋「都市国家」とに区分した点にある。従来の都市国家論者も、邑制国家論者もとにあまりその歴史的展開を問題にしてこなかったように思われる。著者自身も、その初期の著作においては春秋時代以前の国家を漠然と都市国家としてひとまとめにしてとらえていたようである。ただ、著者はすでに、昭和二十七年刊の本書と同名の書（著作集第二巻所収）で、中国の古代国家の変遷を歴史的にたどろうとする試みをされている。すなわち、殷虚初期を都市国家連合の時代、末期を世界的国家の時代、西周初期を都市国家的領土国家的時代としてとらえているのである。殷虚初期には、殷に服属する諸都市は祭祀権を有し独立性が強かったが、末期になると、諸都市は殷に祭祀権を奪われ、殷王朝は中央集権化し、領土国家的傾向を有するようになる。この点は本書でも引き続き繰り返し強調されている。ただ、この体制は西周にもちこされ、秦漢の専制支配の母胎をなすと考える点に相違がある。前説では、殷虚末期以後を、個々の都市国家が、しだいに領土国家的

傾向を有し、秦漢中央集権国家へと向う過渡期として一貫してとらえているのである。ただ、そこでは春秋時代についてはふれていないが、その後、昭和三十三年に発表された論文（著作集第二巻所収）では、殷後期に王の神格化が起り、都市国家は一時エジプト的性格のものとなるが、中国の都市国家は一貫してメソポタミア的であり、春秋時代は小都市国家分裂のメソポタミア的時代であるとしている。著者は、春秋時代以前を大きく都市国家の時代としながら、それぞれの時代における国家の性格にも注意を払っているのである。

本書は、古代国家の時代的性格の追究という面で、こうした従来の考え方をより鋭に推し進めたものといえる。その結果、春秋「都市国家」を王政の支配の顕著である殷周国家から分離せしめることになった。王政からの独立という点で、春秋国家はよりギリシャ的な「都市国家」であるとされたのである。春秋国家は外部との関係からみれば確かに典型的な「都市国家」である。しかし、その内部に目を転じると、形体的には「小」周王朝の形をなしていたように思われる。周初に四、五十あったとされる姫姓国家は、春秋時代には主なものだけでも十五に統合されたことは著者も述べており、春秋国家自体、小都市国家を併合した領土国家的性格を有していたことは明らかである。周王朝からの離脱とともに兼併が進行しているのである。個々の国家形体からみれば、著者の前説の方がより一貫性があるように思われる。著者は「都市国家」の基本的性格として、他の権威からの実質的自立を強調するが、戦国末まで周王朝は存続し、形だけにしろ何らかの存在意義を有していたと思われる。このような形式が存在し続けるこ

と自体問題ではなからうか。

また、本書においては、殷周がともに「古代国家」として一つにまとめられていることにも注意する必要がある。殷周の際をいかにあつかうかは、王国維の「殷周制度論」以来の問題である。著者はすでに、『中国古代史の発展』において、王国維説を批判的に継承し、文化の基調の変化は認めながら、周は父子相続、子弟分封制など殷の制度を多くとりいれていることを明らかにし、支配の方式に連続の面があることを強調した。本書において殷周王朝とともに征服王朝としてとらえているのも、別の面でのこの延長である。そしてこの征服王朝説は、殷周を奴隸制時代とする考えをふまえていることはもちろんである。しかし、殷周の征服王朝としての性格が同質であるかはまだ疑問の余地がある。本書では論点にはなっていないが、殷の専制化が周によっていかに克服されたのかということも考えてみる必要があると思われる。この点、とくに著者に明らかにしてもらいたかった所である。

古代史研究の最大の問題点は偏った限られた資料にある。著者は、文献資料だけでなく、卜辞、金文、考古学的資料など利用可能なあらゆる資料を駆使して論証を進められる。しかし、すべての資料を網羅したとしても古代史は解明しえないことは明らかである。貝塚史学の特色は、資料の駆使と密接にからみあっている比較史の方法にある。比較史に対する考え方には様々な態度があると思われる。人類の要求する所は、地域によってそれほど差異があるはずはないと考え、比較自体に興味を見出そうとする態度がある。また、まず比較自体を棚上げにして資料に沈潜し、中国の特殊性を追究していこうとする態度もある。貝塚史学の場合は、

比較によって共通点を追究しながら、それをたえず資料にもとづいて修正していくという方法をとっているように思われる。しかし、その修正のためには貌大な資料の蓄積と、資料全体の性質の正確な把握と、さらにそれを比較の対象に十全に対応させていく確かな判断が必要かと思われる。著者の比較が表面的なものに終らず、豊かな古代史のイメージを築き上げているのはこの点にあると思われる。本書においても、この貝塚史学の方法はいかなく発揮されているのである。

評者は、中学時代、著者による中央公論社版『世界の歴史1』を読み大変感動したことを憶えている。中国古代史への興味はそれ以来のことであり、評者にとって著者の書との出会いは中国代史への出発点であった。現在、殷周史についてはほんの駆け出しではあるが、敢えてこの書評を引き受けたのは、自らの新たな出発点としたいと思ったからである。理解力の不足のため誤解が少なからずあると思う。また、本書によって古代史に対する基礎的な知識や考え方など多くを得ながら、非礼なる言辞を多量に弄していることと思う。著者の御海容をお願いする次第である。貝塚先生には今後ともますます御健筆を揮われ、また後進を指導、鞭撻されますようお願い致します。

(A五判 三九〇頁 一九七六年五月 中央公論社 二八〇〇円)
(京都大学人文科学研究所助手)